

③ 特定薬剤管理指導加算の見直し

第 1 基本的な考え方

特定薬剤管理指導加算 3 口について、令和 6 年 10 月 1 日から長期収載品の選定療養が施行され、患者への説明など保険薬局の業務負担が更に増加していること等を踏まえ、評価の見直しを行う。

第 2 具体的な内容

特定薬剤管理指導加算 3 口を 5 点引き上げる。

※ 服薬管理指導料の加算であり、かかりつけ薬剤師指導料における同加算についても同様の見直しを行う。

改 定 案	現 行
<p>【服薬管理指導料】 [算定要件]</p> <p>注 7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算 3 として、患者 1 人につき当該品目に関して最初に処方された 1 回に限り、<u>次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</u></p> <p>イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5 点</p> <p>ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 10 点</p> <p>【かかりつけ薬剤師指導料】 [算定要件]</p> <p>注 5 調剤を行う医薬品を患者が選</p>	<p>【服薬管理指導料】 [算定要件]</p> <p>注 7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算 3 として、患者 1 人につき当該品目に関して最初に処方された 1 回に限り、<u>5 点を所定点数に加算する。</u></p> <p>イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合</p> <p>ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合</p> <p>【かかりつけ薬剤師指導料】 [算定要件]</p> <p>注 5 調剤を行う医薬品を患者が選</p>

<p> 択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 </p> <p> イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 </p> <p style="text-align: right;">5点</p> <p> ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 </p> <p style="text-align: right;">10点</p>	<p> 択するために必要な説明及び指導を行ったイ又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を所定点数に加算する。 </p> <p> イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 </p> <p> ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 </p>
---	---

[適用日] 令和7年4月1日から適用する。

別紙3 調剤報酬点数表
【令和七年四月一日施行】

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略) 第1節 (略) 第2節 薬学管理料 区分 10・10の2 (略) 10の3 服薬管理指導料 1～4 (略) 注1～6 (略) 7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</u> イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 <u>5点</u> ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 <u>10点</u></p>	<p>別表第三 調剤報酬点数表 〔目次〕 (略) 通則 (略) 第1節 (略) 第2節 薬学管理料 区分 10・10の2 (略) 10の3 服薬管理指導料 1～4 (略) 注1～6 (略) 7 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、<u>5点を所定点数に加算する。</u> イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合</p>

8～15 (略)

11～13 (略)

13の2 かかりつけ薬剤師指導料 76点

注1～4 (略)

5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合 10点

6～10 (略)

13の3～19 (略)

第3節～第5節 (略)

8～15 (略)

11～13 (略)

13の2 かかりつけ薬剤師指導料 76点

注1～4 (略)

5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を所定点数に加算する。

イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合

ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合

6～10 (略)

13の3～19 (略)

第3節～第5節 (略)